

かめやま

2021 JUL

7 / 16

No.380

お知らせ版

主な内容	新型コロナウイルス感染症対策「総合対策パッケージ(第3弾・第4弾)」	1
	暮らしの情報BOX	4
	広報ガイド(8月)	13
	一次救急当番医(8月)	14

新型コロナウイルス感染症対策

「総合対策パッケージ(第3弾・第4弾)」

市では、新型コロナウイルス感染症の総合対策を一層推進するため、「市民生活の支援」、「地域経済の支援」として、総合対策パッケージ(第3弾・第4弾)を展開します。

総合対策パッケージ	第3弾	第4弾
総額	1億5,599.1万円	2,100万円

I 市民生活の支援

第3弾 6,199.1万円・第4弾 2,100万円

低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)への生活支援特別給付金の支給

第3弾

問合先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の生活支援特別給付金を支給します。

支給額 児童1人あたり5万円

対象者 次のいずれにも該当する人

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等
※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた児童も対象になります。

②令和3年度の住民税(均等割)が非課税の人または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた人は対象外となります。

申請方法

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和3年度住民税非課税の人(公務員を除く)

②令和4年2月までの出生等により、新規で児童手当または特別児童扶養手当を受給される令和3年度分住民税非課税の人(公務員を除く)

申請は不要です。対象となる人へ、市から「支給に関するお知らせ」を送付します。

児童手当または特別児童扶養手当振込口座へ振り込みます。

※受給を希望しない場合は、届け出が必要です。

①②以外の人(高校生のみ養育している人、収入が急変した人、公務員など)

申請が必要です。申請書および必要書類を市民課医療年金グループへ郵送または直接提出してください。

申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

※申請書は医療年金グループにあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申請期限 令和4年2月28日(月)(消印有効)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、掲載した行事が中止または延期になる場合があります。
詳しくは、各問合先にご確認ください。

修学旅行のキャンセル料の全額補助

問合先

教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ(☎84-5075)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、小・中学校が実施を予定している修学旅行を中止または延期した場合に生じるキャンセル料等について、保護者等に対し全額補助します。

国民健康保険税の減免及び傷病手当金の支給

問合先

市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

●国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯等に対し、市独自の制度を加えて国民健康保険税を減免します。

●傷病手当金の支給

国民健康保険加入者のうち勤務先から給与の支給を受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた場合、傷病手当金を支給します。(就労できなかった期間に給与や休業補償を受けることができる人には、傷病手当金は支給しません)

※詳細は、7月14日に発送予定の令和3年度国民健康保険税納税通知書でお知らせします。

生活困窮世帯への自立支援金の支給

問合先

地域福祉課福祉総務グループ(あいあい ☎84-3311)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付が終了することなどにより、特例貸付を利用できない世帯を対象として、生活困窮者自立支援金を支給します。

こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、1世帯あたり最高30万円(単身世帯: 6万円/月、2人世帯: 8万円/月、3人以上世帯: 10万円/月の3ヵ月分)を支給するものです。

支給額 単身世帯: 6万円、2人世帯: 8万円、3人以上世帯: 10万円

支給期間 3ヵ月

対象者 次の①②に該当する世帯

- ① 都道府県社会福祉協議会の緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯
 - ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯(8月までに借り終わる世帯を含む)
 - ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
 - ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

② ①に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

●収入が、ア+イの合計を超えないこと

ア 市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12

イ 生活保護の住宅扶助基準額

●資産がアの6倍以下(ただし、100万円以下)

●今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難で、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

申請期間 7月1日(木)～8月31日(火)

申請方法 地域福祉課福祉総務グループへ郵送、または直接(〒519-0164 羽若町545、)ご提出ください。

小規模事業者等感染防止対策費用の助成 【地方創生臨時交付金活用】

問合先

産業振興課商工業・地域交通グループ

第3弾

(小規模事業者等感染防止対策費用助成金専用窓口(☎84-5147))

感染症による地域経済への影響が長期化する中、事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう、国のガイドラインに沿って感染拡大防止対策に取り組む小規模事業者等に対し、その対策として購入した物品等の経費について、5万円(助成率: 4/5)を上限に助成します。

助成額 対象経費の5分の4で上限5万円(100円未満の端数は切り捨て)

※申請は1事業者につき1回限り

対象者 中小企業者、小規模企業者、フリーランスを含む個人事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、農業協同組合などで、次のすべてに該当する事業者

- ①市内で事業活動を行っていること
- ②法人:市内に本店、支店または営業所があること
個人事業者:主たる収入が事業収入であること
- ③確定申告等を行っていること

交付要件 次のすべてに該当すること

- ①令和3年4月1日から11月30日までに主たる目的を新型コロナウイルス感染症対策として物品等※1を購入し、支払い手続きが完了していること
- ②今後も事業活動を継続する意思があること
- ③国またはほかの地方公共団体が実施する補助金および助成金の交付申請内容と重複していないこと
(助成金の対象経費の内容が重複していなければ、他の助成金と併用して利用可能)

※1 対象物品

主たる目的	対象物品 (例)
健康管理	非接触式体温計、サーモカメラ、マスク、フェイスガード、ビニール手袋 など
非接触対応	セルフ対応用レジスター、自動水栓 など
飛沫対策	パーティション、アクリル板、ビニールカーテン など
換気対策	サーキュレーター、空気清浄機、二酸化炭素濃度測定器 など
衛生対策	消毒液、石けん、除菌シート、ペーパータオル、アルコール噴霧器、自動ソープディスペンサー など

※次に掲げる経費は助成対象となりません。

- (1) 汎用性のある物品(パソコン、車両など)
- (2) 主たる目的が感染防止対策と判断ができない物品(扇風機、エアコンなど)
- (3) 物品購入費用以外の経費(修繕費、外注費、工事費、人件費など)

※上記に記載がない場合は、市ホームページのQ&Aをご覧ください。

申請期間 7月1日(木) ~ 12月28日(火) (当日消印有効)

申請方法 申請書に必要事項を記入の上、提出書類を添えて、産業振興課「小規模事業者等感染防止対策費用助成金」専用窓口(〒519-0195 本丸町577)へ郵送してください。

提出書類について詳しくは、「小規模事業者等感染防止対策費用助成金」専用窓口(Tel84-5147)へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※申請書は、本庁3階助成金専用窓口、関支所、あいあいにあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。[URL https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2021062800023/](https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2021062800023/)

※配達記録が確認できる簡易書留郵便等での郵送をお勧めします。

★

もよおし

親子でチャレンジ！
里山公園ザリガニつり大会

環境課環境創造グループ
(☎96-8095)



楽しみながら亀山の自然に親しめるザリガニつり大会が、新しいルールになって帰ってきました！期間中に釣れたザリガニ3日分の重さで競います。入賞者には賞品もありますので、ザリガニ釣りに自信がある人も、初めてチャレンジする人も、ぜひご参加ください。

期 間 8月1日(日)～31日(火)

と ころ 亀山里山公園「みちくさ」

内 容 期間中に里山公園内で釣れたザリガニの重さ3日分を競います。

対象者 小学生以下の子どもとその保護者

参加費 無料

その他

▷竿や餌などは、里山公園で貸し出します。

▷釣れたザリガニは、持ち帰れません。事務所で重さを量った後で回収します。

▷成績が良かった3人を入賞とします。入賞者には、9月中旬に表彰方法などをお知らせします。

▷詳しくは、市ホームページをご覧ください。

「亀山7座トレイル」
山の日イベント 仙ヶ岳へ！

地域観光課観光交流グループ
(☎96-1215)

山の日を記念して仙鷄尾根を歩き、市域の最高峰仙ヶ岳を目指す登山イベントを開催します。

と き 1回目 8月1日(日)

2回目 8月8日(祝)

両日とも午前7時30分～正午
※天候などにより、中止する場合があります。

登山場所 仙ヶ岳(961m)

集合場所

石水溪野外研修施設駐車場

※都合により変更する場合があります。

対象者 市内に在住する18歳～70歳未満の登山経験者で健脚な人、体力に自信がある人
※通院中の人や心疾患がある人はご遠慮ください。

定 員 各回5人(先着順)

参加費 無料

申込期間

7月19日(月)～23日(祝)

申込方法 地域観光課観光交流グループへ電話または直接お申し込みください。

持ち物など リュックサック、飲み物、タオル、軽食など

服装など 登山に適した服装、雨具、登山靴、帽子、手袋など

その他

▷登山コースには、急な上りや下りがあります。

▷コース途中でトイレはありません。

主 催 「亀山7座トレイル」登山道活用ネットワーク



夏季ものづくり体験教室

鈴鹿工業高等専門学校総務課地域連携係(☎059-368-1717)

ものづくりが好きな人、プログラミングに興味がある人など、ぜひご参加ください。

と き

8月7日(土)、8日(祝)、20日(金)～22日(日)、25日(水)～28日(土)

と ころ 鈴鹿工業高等専門学校

講座内容

①楽しい電子回路工作

②材料工学科で科学者体験

③マイコン電子制御「Arduinoで演奏と距離計測」

④身のまわりのおもしろ科学実験

⑤機械工学のひとつま

※各講座で開催日時や定員などが異なりますので、詳しくはホームページでご確認ください。

対象者 中学生

参加費 無料

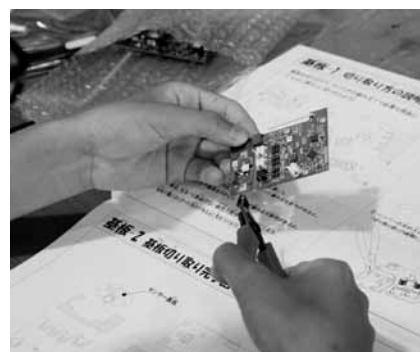
※傷害保険料1日50円が別途必要

申込期限 7月26日(月)正午

※応募者多数の場合は、主催者側で調整する場合があります。

申込方法 鈴鹿工業高等専門学校ホームページからお申し込みください。

[URL] <https://www.suzuka-ct.ac.jp/>



第5回サマーフォレストinやまびこ～加太川の生き物を調べてみよう！～&木工工作

鈴鹿川等源流の森林づくり協議会事務局(産業振興課森林林業グループ内 ☎84-5068)

鈴鹿川等の源流が育む地域資源を守り、次世代へ引き継ぐための取り組みを行っています。

今回は、加太川の生き物調査や木工工作を行うことで山と川のつながりを勉強します。

皆さん、地域が育む資源に触れ、一緒に学んでみませんか？

と き 8月7日(土)

午前10時～正午

ところ 森林公園「やまびこ」、加太川

対象者 市内に在住する小・中学生とその保護者

定 員 5組

※申込者多数の場合は抽選

参加費 無料

持ち物など タオル、帽子、ぬれてもいい靴、着替え、飲み物、タモ網や観察ケース、汚れてもいい服装など

申込期限 7月30日(金)

申込方法 産業振興課森林林業グループへ電話でお申し込みください。



お知らせ

水辺の事故を防いで海や川を安全に楽しむために

文化スポーツ課スポーツ推進グループ(☎96-1224)

夏は、海や川などアウトドアでのレジャーを楽しむ機会が増える季節です。しかし、夏のレジャーは楽しい反面、自然ならではの危険もあります。

海や川など水辺のトラブルは重大事故になりやすいため、水辺で楽しく安全に活動するために、次のことに気を付けましょう！

水辺で遊ぶときの注意点

- ・遊ぶ前に天気予報を確認
- ・ライフジャケットを着用
- ・一人で行かない
- ・おぼれている人を見掛けたら、飛び込まず助けを呼ぶ
- ・水に落ちたら、慌てず、浮いて助けを待つ

国民健康保険加入者の「限度額適用認定証」更新申請

市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

外来や入院での支払いが一定の限度額までで済む国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は、7月31日(土)です。

限度額適用認定証をお持ちの人で引き続き必要な場合は、市民課国民健康保険グループで更新申請をしてください。また、新たに必要な場合も申請してください。

※更新申請の手続きは郵送でも可
※国民健康保険税に未納があるときは、発行できない場合があります。

申請に必要なもの

- ▷国民健康保険被保険者証
- ▷運転免許証などの本人確認書類
- ▷マイナンバー確認書類
- ▷印鑑

※以前に交付を受けた人は、有効期限が今年7月31日の限度額適用認定証も必要



各種検診・教室

集団検診(がん総合検診) 2次募集のお知らせ

長寿健康課健康づくりグループ(あいあい ☎84-3316)

集団検診(がん総合検診)の2次募集を行います。

検診種類 胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス検診、健康診査

申込開始日時

7月30日(金)午前8時30分

申込方法 長寿健康課健康づくりグループへ電話または直接お申し込みください。

※定員になり次第、締め切ります。
※募集日程など詳しくは、申込開始日以降に健康づくりグループへお問い合わせください。

離乳食教室

長寿健康課健康づくりグループ(あいあい ☎84-3316)

と き 8月18日(水)

午前9時30分～11時30分

ところ あいあい1階集団指導室

内 容 主に生後5カ月～8カ月ごろの乳児を対象とした離乳食の作り方の説明とデモンストレーション

対象者 市内に住所を有する乳児の保護者、妊婦

定 員 7人(先着順)

参加費 無料

持ち物 母子健康手帳、エプロン、手ふき用タオル、ふきん、筆記用具

申込期間 7月20日(火)～8月3日(火)

申込方法 長寿健康課健康づくりグループへ電話または直接お申し込みください。

おわびと訂正

産業振興課商工業・地域交通グループ(☎84-5049)

かめやまのりあいタフシー「のりかめさんご利用ガイド」(2021年3月発行)に下記のとおり誤りがありました。おわびして、訂正します。

掲載ページ 8、11、23ページ

番号	施設名	小学区(誤)	小学区(正)
908	栄町公民館前	井田川小	亀山東小
909	小下公民館前	井田川小	亀山東小
910	井尻公民館前	井田川小	亀山東小



募集

令和4年度 新入園児の募集

みずきが丘道伯幼稚園
(☎84-0220)

対象年齢

- ▷年長児…平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ
- ▷年中児…平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ
- ▷年少児…平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ
- ▷満3歳児…満3歳の誕生日の

翌月から入園できます。
対象地域 市内全域(スクールバスによる送迎もします)
預かり保育 午前7時40分～午後6時まで利用できます。
入園要項・願書の配布
 8月4日(水)から、みずきが丘道伯幼稚園でお渡しします。
 ※郵送を希望する人は、みずきが丘道伯幼稚園へご連絡ください。
 ※保育内容など詳しくは、入園要項をご覧ください。
入園願書受付開始日 9月1日(水)

入園説明会を開催します

とき 8月4日(水)

内容

- ▷午前9時30分～10時…園開放
- ▷午前10時…入園説明会

亀山市シティブロモーションサイト



住めば、ゆうゆう。

検索

住みよいまちづくりに向けて、市長と語り合いませんか？

キラリまちづくりトーク(市民編)

「キラリまちづくりトーク(市民編)」は、市長が市民グループや企業などの集まりに出向き、ご希望のテーマについて対談を行います。

皆さんとの対話を通じて、情報の共有や相互理解を深め、「協働」によるまちづくりを推進することを目的にしています。



問合先 政策課広報秘書グループ (☎84-5022)

開催期間 令和3年7月～令和4年2月(9月、12月の議会開催月を除く)で、平日の午後9時まで

※開催時間は1団体につき1時間30分以内

申込対象者 市内に在住または在勤する人で、5人以上で構成される団体やグループなど

※1団体につき開催期間内に1回の開催とします。

申込方法 開催を希望する日の20日前までに、申込書に必要事項を記入の上、政策課広報秘書グループへお申し込みください。

開催の決定・変更

- ▷開催の決定は、申込書の受付後10日以内に申込者へ開催決定通知書を送付して通知します。
- ▷開催決定後であっても、やむを得ない事態等が発生したときは、日程変更などを相談させていただく場合があります。

開催場所 会場の確保、参加者への周知などは、申込者で行ってください。原則として、市内の会場での開催をお願いします。

申込書 申込書は、広報秘書グループ(本庁2階)、関支所、あいあい、加太出張所、市民協働センター「みらい」、各地区コミュニティセンター、関文化交流センター、関町北部ふれあい交流センター、鈴鹿馬子倶楽部にあります(市ホームページからもダウンロード可)。

その他申込要件等

- ▷当日の司会進行は、申込者でお願いします。
- ▷ご希望のテーマについて対談するとともに、情報の共有や相互理解を深め、「協働」によるまちづくりの推進を目的にしていますので、苦情などをお聴きする場でないことをご理解願います。
- ▷参加者を特定し、次の項目などの新型コロナウイルス等感染症の感染防止対策を図ってください。3つの密(密閉・密集・密接)を避ける、人と人との距離を確保する、アルコール消毒液を設置する、マスク着用を呼び掛ける、発熱や咳等の症状がある人には参加自粛の協力要請をする。



平和を考える市民のつどい

終戦間際の8月2日、亀山駅

を出た満員の列車が米軍機によって銃撃され、40人以上が亡くなりました。この事件を後世に伝えるため、2年前、現場近くの中村公民館に、説明板と犠牲者の記名板を設置しました。今年は、新たにお名前の分かった2人の紹介と追悼を行います。

と き 8月2日(月)
午前9時30分～10時30分
ところ 中村公民館(天神二丁目)
参加費 無料
※事前の申し込みは不要
問合先 戦争遺跡に平和を学ぶ
亀山の会
(服部 ☎090-5629-7162)

考えてみよう!

共生



人権

男女共同参画

多文化共生

まちづくり協働課
市民協働グループ (☎84-5008)

やさしい日本語を使ってみよう!

「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人にも分かりやすい日本語のことです。

平成7(1995)年1月の阪神・淡路大震災では、日本人だけでなく、日本にいた多くの外国人も被害を受けました。その中には、日本語も英語も十分に理解できず、必要な情報を受け取ることができない人もいました。

そこで、災害発生時に適切な行動を取れるように考え出されたのが「やさしい日本語」の始まりです。そして、「やさしい日本語」は、災害時のみならず平時における外国人への情報提供手段として、行政情報や生活情報、毎日のニュース発信など、全国的にさまざまな分野で取り組みが広がっています。

「やさしい日本語」は、伝えることが大切です。例えば、次のようなことが作成のコツとし

て挙げられます。

◆なるべく簡単な表現にする。

◆文を短く区切る。

◆漢字にはルビ(ふりがな)を付ける。

◆文節で区切って余白を入れ、「分かち書き」にする。

【例】台風の影響で川が増水したり、停電するかもしれません。

⇒台風が きます。たくさんの 雨と 風が 強いです。川の 水も 多くなります。電気が 使えなく なるかもしれません。

これから台風の発生が増える季節です。外国人は、「どのように避難すればいいかわからない」、「避難所でどのような行動を取ればいいかわからない」など不安をたくさん抱えています。地域の防災情報や災害情報の発信時などに、「やさしい日本語」を使ってみましょう。

『外国人生活相談窓口』をご利用ください

近くに住む外国籍の人で、在留手続きや保険、税金、福祉、子育て、教育などの生活に関することでお困りの人がいましたら、まちづくり協働課市民協働グループをご案内ください。12言語(ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、韓国語、タイ語、ネパール語、ヒンディー語、ロシア語)で相談可能な「外国人生活相談窓口」で対応・サポートします。

※令和3年6月1日時点の外国人住民数2,044人



- ※午前6時から深夜0時まで、30分番組(文字情報を含む)を繰り返し放送しています。なお、放送内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。



5月末現在・亀山署管内 刑法犯(窃盗、詐欺、傷害など)認知状況(暫定)

総数	江ヶ室交番	関交番	昼生駐在所	川崎駐在所	野登駐在所
100件(+18件)	67件(+24件)	14件(-6件)	3件(±0件)	11件(±0件)	5件(±0)

※()内は前年同期比の増減数

悪質商法に注意!!

亀山市内で、悪質商法が疑われる不審な電話が多発しました。悪質商法は、さまざまな手口で心のスキに付け入ってきます。『うそつき』で撃退しましょう。

「絶対にもうかる」などのうまい話には必ず裏があります。不安をあおり、契約等を急がせる業者には

「あなただけ」や「今だけ」などという特別感で、その気にさせるのが手
□です。

内容がよく分からないときは契約せず、たとえ親しい人に勧められても、きっぱり断りましょう。また、ひとりで判断せず、家族や知人、関係機関などに相談しましょう。

万が一、不本意な契約や購入をしてしまったときは、『クーリング・オフ』できる場合があります。消費者ホットライン188（いやや）に相談してください。

龜山地区防犯協会・龜山警察署 (☎82-0110)

う…うまい話を信用しない！
そ…そうだんする！
つ…つられて返事をしない！
すぐに契約をしない！
き…きっぱり！はっきり！断る！



●西野公園体育館 (☎82-1144)

曜日	午前	午後	夜間
月	卓球、 バドミントン、 バスケットボール、 ソフトバレー		テニス
火			バドミントン
水			バスケットボール ハンドボール
木			バドミントン
金			卓球、バドミントン
土			卓球、バドミントン
日			バスケットボール

個人使用デー 8月2日(月)～6日(金)

●東野公園体育館 (☎83-1888)

曜日	午前	午後	夜間
月	卓球、 バドミントン、 バスケットボール、 ソフトバレー、 ニュースポーツ、 バレーボール		卓球、バドミントン
火			バドミントン、ニュースポーツ(ソフトバレー含む)
水			バスケットボール
木			バスケットボール、バレーボール
金			卓球、バドミントン
土			バスケットボール
日			卓球、バドミントン

個人使用デー 8月16日(月)～20日(金)

●関B & G海洋センター (☎96-1010)

体育館 曜日ごとの競技種目の限定はありません。

個人使用デー 毎週水曜日

プール スイミングキャップの着用をお願いします(貸し出しは行っていません)。小学3年生以下の児童が泳ぐときは、保護者の付き添いが必要です。

個人使用デーは、団体の専用予約が入りません。それ以外の日は、専用予約が入ると個人使用ができませんので、事前に各施設へお問い合わせください。

＜施設利用時間＞

午前	9:00 ～ 12:30 (12:00)
午後	13:00 ～ 17:30 (17:00)
夜間	18:00 ～ 21:30

※()は関B & G海洋センターのプール

＜施設利用料金＞

一般	100 円 (200 円)
中学生以下	50 円 (無料)

※()は関B & G海洋センターのプール

もし、あなたの家族や大切な人が 犯罪被害に遭ってしまったら。 「犯罪被害者等を地域社会で支え合う」

問合せ先 防災安全課防災安全グループ (☎84-5035)

令和3年7月1日から「亀山市犯罪被害者等支援条例」を施行しました

本条例は、犯罪被害に遭った人やそのご家族またはご遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)の支援を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減や生活の再建に資するとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的としています。

○条例の基本理念

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進する。
- (2) 犯罪被害者等が置かれている生活環境、事情に応じて適切に推進する。
- (3) 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、必要な支援が途切れることなく提供されるよう推進する。
- (4) 関係機関との相互の連携および協力の下に推進する。

○総合支援窓口の設置

防災安全課が窓口となり、すべての犯罪被害者に対して、次のような支援を行います。

相談

市の職員が、プライバシーの守られた環境で相談をお受けします。また、電話やメールでも相談を行っています。必要に応じ、庁内窓口や関係機関までの付き添いを行います。

情報提供

相談内容に応じ、市の支援内容を案内します。
犯罪被害者等の支援に関する専門機関を紹介し、連絡調整を図ります。

総合支援窓口(防災安全課)への相談方法

電話での相談(☎0595-84-5035) メールでの相談(✉ bousai@city.kameyama.mie.jp)

○費用の助成等の具体的支援

犯罪被害者等のうち、人の生命および身体を害する罪に当たる行為(殺人、強盗、傷害、強制わいせつ、強制性交、危険運転致死傷等)により、死亡や重傷病、障害を負った被害者およびそのご家族またはご遺族については、次の支援を行います。

日常生活の支援

- 家事代行サービス費の助成
- 食事宅配サービス費の助成
- 一時保育費の助成

居住の支援

- 転居費の助成
- 家賃の助成
- 特殊清掃費の助成
- 市営住宅入居への特別の配慮

精神的被害からの回復支援

- 公認心理師によるカウンセリングの提供

支援金

- 遺族支援金
- 重傷病等支援金

※詳しくは、市ホームページをご覧ください、総合支援窓口へお問い合わせください。

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2019121100016/>

働き方の見直しに向けた 企業等の自主的な取り組みを支援します！

市内事業所の皆さん
ぜひご応募ください！

亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞

亀山市は、男女が性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、すべての人がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む市内企業等を表彰します

募集期間：令和3年7月16日(金)～8月31日(火)

問合先 文化スポーツ課文化共生グループ (☎96-1223)

応募要件：次の要件をすべて満たす企業等

- (1) 市内に本社または主たる事業所があり、市内で事業活動を行う常時雇用労働者を有する事業者(国および地方公共団体を除く)であること
- (2) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、次のアからキの取り組みのいずれかを行っていること
 - ア 長時間労働を削減するための取り組み
 - イ 年次有給休暇の取得を促進するための取り組み
 - ウ 仕事と育児または介護の両立を支援するための取り組み
 - エ 育児休業または介護休業の取得者に対する円滑な職場復帰に向けた取り組み
 - オ 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取り組み
 - カ 誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた職場環境の実態把握および窓口の設置などの取り組み
 - キ その他ワーク・ライフ・バランスを推進するための独自の取り組み
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 代表者等が、亀山市暴力団排除条例(平成23年亀山市条例第1号)第2条第2号に定める暴力団員でないこと
- (5) 労働に関する法令等に関し、重大な違反がないことその他法令上または社会通念上表彰するにふさわしくないと判断される事由がないこと

※市が適当でないと認めた場合等、申し込みを受け付けないことがあります。

募集期間：令和3年7月16日(金)～8月31日(火)

提出書類：①亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞応募書：1部

※応募書は、市ホームページからダウンロードできます。

②当該年度の市税の完納証明書：1部(応募の3カ月以内に取得したもの)

③その他市長が必要と認めるもの

提出方法：文化スポーツ課文化共生グループ(〒519-1192 関町木崎919-1)へ持参または郵送してください。

※持参の場合は、事前に文化共生グループ(☎96-1223)へご連絡ください。

※提出にかかる費用は、応募者でご負担願います。

選考方法：亀山市男女共同参画審議会の意見を聴き、表彰する企業等を決定します。

選考結果は選考後速やかに応募者全員に通知し、受賞決定者には表彰日時等の詳細を別途通知します(受賞者は市広報に掲載します)。

ワーク・ライフ・バランスとは…

働く人の「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。



あなたの育児経験や仕事経験を生かしてみませんか？

子育て支援員研修

子育て支援員研修は、ファミリー・サポート・センター、保育所の一時預かり、小規模保育所、事業所内保育所などで、地域のニーズに応じた子育てを支援する人材を育てることを目的とした全国共通の研修制度です。

保育や子育て支援などの仕事に関心のある皆さん、研修に参加して、ファミリー・サポート・センターなどで活躍してみませんか？

研修の全課程を修了すると、全国で通用する『子育て支援員研修修了証書』を交付します

次の事業の支援員として活動ができます。

▷ファミリー・サポート・センター援助会員

▷一時預かり事業の支援員

▷地域型保育事業の支援員

※本研修は、受講修了者を「子育て支援員」として認定するものであり、修了後の雇用先を紹介または保証するものではありません。

※やむを得ない理由で一部の科目しか履修できなかった場合は、「一部科目修了証書」を交付することができます。

対象者 地域での子育て支援の仕事に関心のある人

研修日程 右表のとおり

※一時預かり事業・地域型保育事業の支援員の受講者は、研修とは別に事業所での実習が1日必要

ところ 市文化会館会議室(東)、
青少年研修センター(研修室)

受講料 無料

託 児 5人(先着順・要予約)

※研修日は無料、実習日(1日)は600円/人

申込期限 8月19日(木)

申込方法 身分証明書を持参の上、子育て支援「かめのこ」へお越しください(参加人数把握のため、事前連絡にご協力ください)。

※基本研修(右表太枠)が受講免除となる資格をお持ちの人は、確認できる書類をご持参ください。

基本研修(太枠)が受講免除となる資格

保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、看護師、保健師など

申込・問合せ

子育て支援「かめのこ」

亀山児童センター 2階(東御幸町69-5)

(☎82-9755、FAX82-9757)

受付日時 火曜日～土曜日 午前9時～午後6時

✉ kameyama-famisapo@fork.ocn.ne.jp

説明会を開催します

と き 8月19日(木)午前11時～
ところ 亀山児童センター 2階集会室

【各支援員として活動するために受講が必要な研修科目】

(ファ) …ファミリー・サポート・センター援助会員

(一時) …一時預かり事業の支援員

(地域) …地域型保育事業の支援員

月日	時間	研修科目	ファ	一時	地域
9/2 (木)	9:30～	開講式	○	○	○
	10:00～11:00	子ども・子育て家庭の現状	○	○	○
	11:00～12:00	子ども家庭福祉	○	○	○
	13:00～15:10	対人援助の価値と倫理 児童虐待と社会的養護	○	○	○
9/6 (月)	10:00～12:00	小児保健Ⅰ	○	○	○
	13:00～16:00	子どもの発達 保育の原理	○	○	○
9/9 (木)	10:00～12:00	乳幼児の発達と心理	○	○	○
	13:00～14:20	乳幼児の生活と遊び	○	○	○
	14:30～16:30	小児保健Ⅱ	○	○	○
9/13 (月)	10:30～12:00	子どもの障害	○	○	○
	13:00～14:30	特別に配慮を要する子どもへの対応(0～2歳児)	○	○	○
	14:40～16:00	総合演習	○	○	○
9/16 (木)	10:00～12:00	地域保育における保護者への対応	○	○	○
	13:00～16:00	安全の確保とリスクマネジメント 保育者の職業倫理と配慮事項	○	○	○
9/22 (水)	10:00～12:00	乳幼児の食事と栄養	○	○	○
	13:00～14:20	地域保育の環境整備	○	○	○
	14:30～16:30	心肺蘇生法	○	○	○
9/28 (火)	10:00～12:00	ファミリー・サポート・センターの援助内容	○		
	13:00～16:00	ファミリー・サポート・センターの概要 援助活動の実際	○		
9/30 (木)	10:00～12:00	地域型保育の概要 地域型保育の運営			○
	13:00～16:30	地域型保育の保育内容 見学実習オリエンテーション			○
		見学実習 演習		○	○
	10:00～12:00	一時預かり事業の概要 一時預かり事業の運営		○	
10/4 (月)	13:00～16:00	一時預かり事業の保育内容 見学実習オリエンテーション		○	
	10:00～12:00	実施自治体の制度について	○	○	○
10/7 (木)	13:00～14:30	グループ討議	○	○	○
	14:30～	閉講式	○	○	○

令和2年度監査結果に基づく措置状況

令和2年度に実施した監査の結果に基づき、令和3年3月31日現在の措置状況について、地方自治法第199条第14項および亀山市監査委員条例第12条第2項の規定により公表します。

亀山市監査委員 国 分 純
同 今 岡 翔 平
同 峯 裕

問合先 監査委員事務局監査グループ (☎84-5051)

前年度実施した「財政援助団体等監査」、「指定管理者監査」の結果に対する措置状況について、市長から通知がありましたので、その概要をお知らせします。

財政援助団体等監査(意見)

【公益社団法人亀山市シルバー人材センター】

(所管課:健康福祉部長寿健康課)

①会員の健康を守るために、健康状態をできる限り把握し、健康管理に努められたい。

<措置状況>

会員の健康状態については、毎年3月に実施している会員更新手続きの際、健康状態および健康診断の受診について確認しており、未受診の会員には受診勧奨しています。

②年次有給休暇の取得について、計画的な取得を職員に推奨されたい。

<措置状況>

年次有給休暇の取得については、本年から月1回以上の取得を目標に掲げ、職員に周知しました。

【社会福祉法人亀山市社会福祉協議会】

(所管課:健康福祉部地域福祉課)

①毎年、車両事故が見受けられる。さらなる交通安全意識の徹底を図り、交通事故の防止に努められたい。

<措置状況>

引き続き交通安全講習会を実施するなど、交通事故の防止のため職員の交通安全意識の徹底に努めています。

②職務能率の発揮および増進のために、職員研修を実施し、人材育成に努められたい。

<措置状況>

職員人材育成計画を策定し、職員研修を計画的に行い、専門職としての資質向上に努めています。

【公益財団法人亀山市地域社会振興会】

(所管課:生活文化部文化スポーツ課)

●現金出納簿について、関係課と協議の上、事務の簡素化・効率化を図られたい。

<措置状況>

現金出納簿について、事務の簡素化・効率化を図るため、事務手続きについて見直しました。

指定管理者監査(指摘事項)

【健康福祉部子ども未来課】

(対象団体:昼生小学校区放課後児童クラブ遊友クラブ運営委員会)

●基本協定書第15条第2項に規定される審査基準等が定められていない。適正に処理されたい。

<措置状況>

市で審査基準となるひな形(案)を作成し、入所時の基準となるものを定めるよう各放課後児童クラブへ指示を行いました。

指定管理者監査(意見)

【生活文化部まちづくり協働課】

(対象団体:井田川地区南まちづくり協議会、城東地区まちづくり協議会、御幸地区まちづくり協議会)

①支出科目について、内規の整備により統一した事務処理に努めるよう指導されたい。

<措置状況>

令和3年3月5日開催の指定管理者等研修において、支出科目を整理した様式を配布し、令和3年度から支出科目の統一を図るよう指導しました。

②防災規程で「年1回防災訓練を実施しなければならない」としているため、実施するよう指導されたい。

<措置状況>

令和3年3月5日開催の指定管理者等研修において、防災対策規程に基づき、年1回防災訓練を実施するよう指導しました。

③施設の使用許可に対するマニュアルを作成されたい。

<措置状況>

施設の使用許可を含めた施設管理マニュアルの作成を進めています。

④城東地区コミュニティセンターについて、利用者の安全確保のために、緊急時の避難方法を検討されたい。

<措置状況>

緊急時の避難方法について、避難器具の設置を含めた最適な手法を検討しています。

【昼生小学校区放課後児童クラブ遊友クラブ運営委員会】

(所管課:健康福祉部子ども未来課)

●労務管理のため、任用に係る書類を作成されたい。

<措置状況>

労務管理のための任用書類を作成しました。

【健康福祉部子ども未来課】

(対象団体:昼生小学校区放課後児童クラブ遊友クラブ運営委員会)

●現金および預金通帳の保管については、施錠可能な場所で保管するよう指導されたい。

<措置状況>

施錠可能な場所での適正な保管管理の徹底について、指導いたしました。

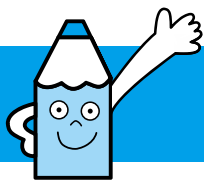
【生活文化部文化スポーツ課】

(対象団体:三幸・スポーツマックス共同事業体)

●コロナ禍のために施設を閉鎖したことから、基本協定書第30条に基づき指定管理料の変更について、協議されたい。

<措置状況>

指定管理料について指定管理者と協議を行い、変更せず原契約料とすることで合意しました。



広報ガイド

8月

子育て支援センターの催し

亀山子育て支援センター ☎84-3314
ひよこくらぶ(手遊び、リズム遊び等)※先着10組
関子育て支援センター ☎96-0203
ぽっぽくらぶ(手遊び、リズム遊び等)※先着5組
ひよこくらぶ、ぽっぽくらぶ共通内容
5日(木)、12日(木)、19日(木)、26日(木)
13:30~14:00(13:30受付開始)
※7月20日から各開催日の前日までに電話または来館しての申し込みが必要
※参加者多数の場合、参加日はいずれか1日。
※対象でない人の施設利用は、午前9時~正午、午後2時~4時
野登ルンビニ園支援センター「のんの」 ☎85-8030
遊ぼうデー「みずとあそぼう」(先着7組)
4日(水) 10:00~11:00
※電話または来館しての申し込みが必要
※汚れてもいい服装、帽子、サンダルなどを持参してください。
茶道講座(先着5組)
17日(火) 10:00~11:30
※来館しての申し込みが必要。託児あり。
リトミック(先着7組)
19日(木)、26日(木) 10:30~11:00
※電話または来館しての申し込みが必要
亀山愛児園「コスモス倶楽部」 ☎090-1566-1523
水遊びをしよう ※23日は園解放
3日(火)、5日(木) 10:30~11:30
23日(月) 10:00~11:00
※帽子、飲み物、水遊び用のおむつ、水着、タオル、ぬれたものを入れる袋などを持参の上、当日直接お越しください。
絵本を読もう
17日(火) 11:30~11:45
8月生まれのお誕生会・身体測定
25日(水) 10:30~
※どなたでも参加できます。
※8月生まれのお子さんは、事前にご連絡ください。
川崎愛児園「なぎの木」 ☎85-8018
どれだけ大きくなったかな(身体測定)
3日(火) 10:00~11:00
水あそびを楽しもう
10日(火)、17日(火) 10:00~11:00
※着替え、タオル、飲み物などを持参の上、当日直接お越しください。
リトミックを楽しもう
24日(火) 10:00~11:00

保健だより

長寿健康課健康づくりグループ ☎84-3316
育児相談
4日(水) 9:30~10:30 あいあい
※母子健康手帳・バスタオルを持参、保護者はマスク着用
1歳6カ月児健診
26日(木) あいあい
※令和2年1月の出生児対象。
受付時間は個人通知します。
3歳児健診
19日(木) あいあい
※平成30年2月の出生児対象。
受付時間は個人通知します。

各種相談

人権相談 人権擁護委員による相談	10日(火)	13:00~15:00	本庁1階市民対話室 ☎96-1223
	19日(木)	13:00~15:00	
	27日(金)	13:00~15:00	関支所1階応接室1 ☎96-1223
行政相談 行政に関わる意見、要望、困っていることなどの相談	10日(火)	13:00~15:00	本庁1階小会議室 ☎84-5008
	18日(水)	13:00~15:00	関支所1階応接室1 ☎84-5008
法律相談 弁護士による相談。 予約制(1カ月前から受付)	17日(火)	13:30~15:50	本庁1階市民対話室 ☎84-5008
	30日(月)	13:00~16:30	本庁1階市民対話室 ☎84-5008
交通事故相談 専門相談員による相談。予約制 (1カ月前から8/17正午まで受付) ※申込者がいない場合は開設しません。	18日(水)	13:30~15:30	本庁1階市民対話室 ☎84-5035
心配ごと相談 生活上のあらゆる心配ごと、困りごと相談。予約制(当日申込可)	13日(金)	13:00~15:00	あいあい1階相談室1 ☎82-7985
	27日(金)		
心配ごと相談 (公証人等による相談) 相続、遺言、離婚、賃貸借等の相談。 予約制(当日申込可)	13日(金)	13:00~15:00	あいあい1階相談室2 ☎82-7985
	27日(金)		
社協による法律相談 成年後見、権利擁護に関する弁護士による相談。予約制(8/27正午まで受付) ※申込者がいない場合は開設しません。	30日(月)	10:00~12:00	あいあい1階相談室2 ☎82-7985
子ども医療相談 児童精神科医による相談	26日(木)	13:50~17:00	あいあい2階 ☎83-2425
療育手帳の相談・判定 児童相談所職員による相談・判定	2日(月)	9:10~15:50	あいあい2階 ☎83-2425
	16日(月)		
家庭児童相談 ※子ども虐待やDVなどを含む	月~金曜日 ※祝日を除く	9:00~17:00	あいあい2階 ☎83-2425
無料住宅相談 (偶数月開催) 増改築相談員による相談	19日(木)	13:00~16:00	井田川地区北 コミュニティセンター ☎84-5038
青少年相談 ※ニートやひきこもりなど青少年の自立支援	月~金曜日 ※祝日を除く	9:00~17:00	青少年総合支援センター ☎82-6000
消費生活問題の相談 消費生活専門相談員による相談	月~金曜日 ※祝日を除く	9:00~16:00	鈴鹿亀山消費生活センター ☎059-375-7611



一次救急 当番医 8月

問合先 ☎82-1111 (市役所代表)

※夜間時間外応急診療や休日の当番医は、市ホームページでも案内しています。

●夜間時間外応急診療(日曜日・祝日を除く)

市内内科系医師と市立医療センターの当番制で、夜間時間外の一次応急診療を実施しています。

【診療時間】 午後7時30分～10時(受付:午後7時～9時30分)

日	医療機関名・所在地	電話番号	担当医師
2 月	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
3 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック アイリス町	84-3536	井上医師
4 水	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
5 木	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
6 金	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
7 土	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
10 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック アイリス町	84-3536	井上医師
11 水	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
12 木	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
13 金	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
14 土	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
16 月	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
17 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック アイリス町	84-3536	井上医師
18 水	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
19 木	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
20 金	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
21 土	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
23 月	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
24 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック アイリス町	84-3536	井上医師
25 水	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
26 木	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
27 金	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
28 土	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
30 月	市立医療センター 亀田町	83-0990	当直医師
31 火	みえ呼吸嚔下リハビリクリニック アイリス町	84-3536	井上医師

●日曜日・祝日の当番医

【診療時間】 午後1時～7時30分(受付:午後7時まで)

日	医療機関名・所在地	電話番号
1 日	せきクリニック 関町新所	96-2220
8 祝	市立医療センター 亀田町	83-0990
9 振休	高橋内科クリニック 栄町	84-3377
15 日	田中内科医院 天神二丁目	82-0755
22 日	田中病院 西丸町	82-1335
29 日	豊田クリニック 南野町	82-1431

お願い

- 夜間・休日などの当番医療機関は、急病に対するもので、担当医師の専門分野以外の症状には、対応できない場合があります。
- 担当医師や診療場所が変更となる場合がありますので、事前に電話で確認してから受診してください。
- 健康保険証、医療費受給資格証(子ども医療費など)、診療費、お薬手帳(または服用している薬)を必ずお持ちください。

急な子どもの病気の 電話相談



〈みえ子ども医療ダイヤル〉

☎#8000

または ☎059-232-9955

(午後7時30分～翌朝8時)

※子どもの病気・薬・事故に関することについて、医療関係の専門相談員が電話による相談を実施しています。

医療機関の照会



〈三重県救急医療情報センター〉

☎059-229-1199(終日)

※「今、診てもらえる医療機関」を24時間365日案内しています。

※深夜などは、お問い合わせに対して最寄りの医療機関を紹介できない場合があります。

※県ホームページからも、受診可能な医療機関や、県内医療機関の詳しい情報などを検索できます。

医療ネットみえ

検索